

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月27日
【事業年度】	第51期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社日本マイクロニクス
【英訳名】	MICRONICS JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 正義
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号
【電話番号】	0422(21)2665
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理本部副本部長 片山 ゆき
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目6番8号
【電話番号】	0422(21)2665
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理本部副本部長 片山 ゆき
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年3月28日に提出いたしました第51期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

###### (1) コーポレート・ガバナンスの概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(訂正前)

(省略)

##### 剰余金の配当

当社は、取締役会決議によって毎年3月31日、毎年6月30日、毎年9月30日及び毎年12月31日を基準日として、剰余金の配当が可能である旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(注) 2021年3月26日開催の第50期定時株主総会決議により、四半期配当を可能とする定款規定の変更をしております。

##### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

\_\_ 株式会社の支配に関する基本方針について

(省略)

(訂正後)

(省略)

##### 剰余金の配当等

当社は機動的な資本政策及び配当政策を図る観点から、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を、取締役会の決議によってできる旨を定款に定めております。

\_\_ 株式会社の支配に関する基本方針について

(省略)